国 地 契 第 7 1 号 国 北 予 第 5 4 号 令和 2 年 3 月 2 7 日

各 地 方 整 備 局 長 殿 北 海 道 開 発 局 長 殿 国 土 地 理 院 長 殿 国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官(公印省略)

「建築設計業務委託契約書の制定について」の一部改正について

公共建築設計業務標準委託契約約款(平成8年2月23日付け建設省住指発第47号-1)が令和2年3月25日付けで改正されたことを受け、今般、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)を下記のとおり改正し、令和2年4月1日以降に契約を締結する建築設計業務から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

建築設計業務委託契約書の制定について(平成10年10月1日付け建設省厚契発第 37号)の一部を次のように改正する。

別冊建築設計業務委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後						改正前						
建築設計業務委託契約書							建築設計業務委託契約書					
1	委託業務の名称					1	委託業務の	り名称				
2	履行期間 令和	年	月	日から		2	履行期間	平成	年	月	日から	

令和 年 月 日まで

 $3\sim6$ (略)

> 上記の委託業務について、発注者と受注者は、 各々の対等な立場における合意に基づいて、別添 の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に 従って誠実にこれを履行するものとする。また、 受注者が設計共同体を結成している場合には、受 注者は、別紙の○○設計共同体協定書により契約 書記載の業務を共同連帯して実施する。

> 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及 び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 発注者 住 所 〔分任〕支出負担行為担当官(代理) 印 〔分任〕契約担当官(代理) 囙 受注者 住 所 氏 名 印

「注】 受注者が設計共同体を結成している場合 においては、受注者の住所及び氏名の欄に は、設計共同体の名称並びに設計共同体の 代表者及びその他の構成員の住所及び氏名 を記入する。

(総則)

第1条 (略)

2 (略)

- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるた め、業務に関する指示を受注者又は第16条に定め る受注者の管理技術者に対して行うことができる。 この場合において、受注者又は受注者の管理技術 者は、当該指示に従い業務を行わなければならな 11
- 4 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で 必要と認められる説明を行うよう努めなければな らない。
- 5 受注者は、この契約書若しくは設計仕様書に特 別の定めがある場合又は第3項の指示若しくは発 注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を 完了するために必要な一切の手段をその責任にお いて定めるものとする。

#### $6 \sim 10$ (略)

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第61条の

平成 年 月 日まで

 $3\sim6$ (略)

> 上記の委託業務について、発注者と受注者は、 各々の対等な立場における合意に基づいて、別添 の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に 従って誠実にこれを履行するものとする。また、 受注者が設計共同体を結成している場合には、受 注者は、別紙の○○設計共同体協定書により契約 書記載の業務を共同連帯して実施する。

> 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及 び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 平成 発注者 住 所 〔分任〕支出負担行為担当官(代理) 〔分任〕 契約担当官(代理) EΠ 受注者 住 所 氏 名

「注】 受注者が設計共同体を結成している場合 においては、受注者の住所及び氏名の欄に は、設計共同体の名称並びに設計共同体の 代表者及びその他の構成員の住所及び氏名 を記入する。

(総則)

第1条 (略)

2 (略)

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるた め、業務に関する指示を受注者又は第15条に定め る受注者の管理技術者に対して行うことができる。 この場合において、受注者又は受注者の管理技術 者は、当該指示に従い業務を行わなければならな V

(新設)

4 受注者は、この契約書若しくは設計仕様書に特 別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者 と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了す るために必要な一切の手段をその責任において定め るものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第49条の 規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任 される調停人が行うものを除く。) の申立てについ ては、日本国の裁判所をもって合意による専属的 管轄裁判所とする。

<u>12</u> (略)

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、<u>催告、請求</u>、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 · 3 (略)

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の 各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなら ない。ただし、第5号の場合においては、履行保 証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注 者に寄託しなければならない。

一~五 (略)

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は 第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は 契約保証金に代わる担保の提供として行われたも のとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付 したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 (略)

(権利義務の譲渡等)

第5条 (略)

2 (略)

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

[注] 第3項を使用しない場合は、同項及び 第4項を削除する。 される調停人が行うものを除く。) の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

<u>11</u> (略)

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、<u>請求</u>、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 · 3 (略)

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の 各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなら ない。ただし、<u>第五号</u>の場合においては、履行保 証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注 者に寄託しなければならない。

一~五 (略)

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。) は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

(新設)

3 第1項の規定により、受注者が<u>同項第二号又は</u> 第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は 契約保証金に代わる担保の提供として行われたも のとし、<u>同項第四号又は第五号</u>に掲げる保証を付 したときは、契約保証金の納付を免除する。

<u>4</u> (略)

(権利義務の譲渡等)

第5条 (略)

2 (略)

(新設)

- 条文(A) -

(著作権の帰属)

第7条 成果物 (第40条第1項に規定する指定部分 に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分 に係る成果物を含む。以下この条から第11条まで 及び第14条において同じ。) 又は成果物を利用して 完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第 1号に規定する著作物(以下「著作物」という。) に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章 に規定する著作者の権利(以下、この条から第11 条までにおいて「著作権等」という。) は、著作権 法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び 受注者の共有に帰属するものとする。

#### - 条文(B) -

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物(第40条第1項に規定す る指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定す る引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から 第10条まで及び第14条において同じ。) 又は成果物 を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」 という。) が著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2 条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」 という。) に該当する場合には、当該著作物に係る 著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権 利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以 下、この条から第10条までにおいて「著作権等」 という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法 第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。) を 当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

# - 条文(A) -

(意匠の実施の承諾等)

- 第14条 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法( 昭和34年法律第125号) 第2条第3項に定める登録 意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって 表現される建築物若しくは本件建築物(以下「本 件建築物等」という。)の形状等について意匠法第 3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に 対し、本件建築物等に係る意匠の実施を承諾する ものとする。
- 2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠登 録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又 は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、 発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 条文(B) -

(意匠の実施の承諾等)

第14条 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法( 新設)

- 条文(A) -

(著作権の帰属)

第7条 成果物 (第37条第1項に規定する指定部分 に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分 に係る成果物を含む。以下この条から第11条まで において同じ。)又は成果物を利用して完成した建 築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法( 昭和45年法律第48号) 第2条第1項第1号に規定 する著作物(以下「著作物」という。) に該当する 場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する 著作者の権利(以下、この条から第11条までにお いて「著作権等」という。)は、著作権法の定める ところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共 有に帰属するものとする。

### - 条文(B) -

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物(第37条第1項に規定す る指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定す る引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から 第10条までにおいて同じ。) 又は成果物を利用して 完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第 1号に規定する著作物(以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法 第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作 権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、この 条から第10条までにおいて「著作権等」という。) のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第 2款に規定する著作者人格権を除く。) を当該成果 物の引渡し時に発注者に譲渡する。

昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録 意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に対 し、成果物によって表現される建築物又は本件建 築物(以下「本件建築物等」という。)に係る意匠 の実施を承諾するものとする。

2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法 第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に 譲渡するものとする。

> [注] 条文(A)、(B)は当該建築設計業務の 内容に応じて、選択的に適用する。

# 第15条 (略)

(管理技術者)

#### 第16条 (略)

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、<u>次条第1項</u>の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 (略)

### <u>第17条</u>~<u>第21条</u> (略)

(設計仕様書等の変更)

第22条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示(以下この条及び第24条において「設計仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### <u>第23条</u>・<u>第24条</u> (略)

(適正な履行期間の設定)

<u>第25条</u> 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

### <u>第26条</u> (略)

(発注者の請求による履行期間の短縮)

<u>第27条</u> (略)

# <u>第14条</u> (略)

(管理技術者)

#### 第15条 (略)

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、<u>第16条第1項</u>の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 (略)

# 第16条~<u>第20条</u> (略)

(設計仕様書等の変更)

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、 必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務 に関する指示(以下この条及び第23条において「 設計仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通 知して、設計仕様書等を変更することができる。 この場合において、発注者は、必要があると認め られるときは履行期間若しくは業務委託料を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費 用を負担しなければならない。

### <u>第22条</u> · <u>第23条</u> (略)

(新設)

### 第24条 (略)

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第25条 (略)

(削る)

至 発注者は、前項の場合において、必要があると 認められるときは、業務委託料を変更し、又は受 注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し なければならない。

# (履行期間の変更方法)

### 第28条 (略)

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第26条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

# <u>第29条~第31条</u> (略)

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

第32条 発注者は、第13条、第20条から第24条まで、第26条、第27条、第30条、第35条又は第45条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記 入する。

2 (略)

(検査及び引渡し)

第33条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないと きは、直ちに修補して発注者の検査を受けなけれ ばならない。この場合においては、修補の完了を 業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

# 第34条 (略)

(引渡し前における成果物の使用)

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により 履行期間を延長すべき場合において、特別の理由 があるときは、延長する履行期間について、受注 者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期 間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、<u>前2項</u>の場合において、必要がある と認められるときは、業務委託料を変更し、又は 受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担 しなければならない。

### (履行期間の変更方法)

### 第26条 (略)

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第24条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

# <u>第27条~第29条</u> (略)

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

第30条 発注者は、第13条、第19条から第25条まで、 又は第28条の規定により業務委託料を増額すべき 場合又は費用を負担すべき場合において、特別の 理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額 の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更するこ とができる。この場合において、設計仕様書の変 更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わ ない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

> [注] ○の部分には、原則として、「14」と記 入する。

2 (略)

(検査及び引渡し)

<u>第31条</u> (略)

 $2\sim4$  (略)

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないと きは、直ちに修補して発注者の検査を受けなけれ ばならない。この場合においては、修補の完了を 業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

# <u>第32条</u> (略)

(引渡し前における成果物の使用)

第35条 発注者は、第33条第3項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 · 3 (略)

(前金払)

第36条 (略)

2 · 3 (略)

4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を 返還しなかったときは、その未返還額につき、同 項の期間を経過した日から返還をする日までの期 間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの 割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求する ことができる。

> [注] 前払金を支払わない場合は、この条を 削除する。

# 第37条~第38条 (略)

第39条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に 業務を完了した部分(次条の規定により部分引渡 しを受けている場合には、当該引渡し部分を除く ものとし、以下「既履行部分」という。)に相応す る業務委託料相当額の10分の9以内の額について、 次項から第7項までに定めるところにより部分払 を請求することができる。ただし、この請求は、 履行期間中○回を超えることができない。

「注] (略)

 $2 \sim 7$  (略)

(部分引渡し)

第40条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第33条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準

第33条 発注者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 • 3 (略)

(前金払)

第34条 (略)

2 • 3 (略)

4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第36条の2又は第37条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を 返還しなかったときは、その未返還額につき、同 項の期間を経過した日から返還をする日までの期 間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの 割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求する ことができる。

> [注] 前払金を支払わない場合は、この条を 削除する。

### 第35条~第36条 (略)

第36条の2 受注者は、業務の完了前に、受注者が 既に業務を完了した部分 (第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。) に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。 「注] (略)

 $2 \sim 7$  (略)

(部分引渡し)

第37条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準

用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が 完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者 は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡 しを受けることができる。この場合において、<u>第3</u> 3条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」 と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」 と、同条第4項及び<u>第34条</u>中「業務委託料」とあ るのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替 えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される<u>第34条第1項</u>の 規定により受注者が請求することができる部分引 渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式に より算定する。この場合において、<u>第1号</u>中「指 定部分に相応する業務委託料」及び<u>第2号</u>中「引 渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2 項において準用する<u>第33条第2項</u>の検査の結果の 通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合 には、発注者が定め、受注者に通知する。

一・二 (略)[注] (略)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

<u>第41条</u> 国庫債務負担行為(以下「国債」という。) に係る契約において、各会計年度における業務委 託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」とい う。) は、次のとおりとする。

 年 度
 円

 年 度
 円

[注] <u>本条</u>から<u>第43条</u>までは、この契約が国 債に基づく場合に使用する。

円

2 · 3 (略)

年 度

(国債に係る契約の前金払の特則)

第42条 国債に係る契約の前金払については、第36 条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは 「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度 以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、 同条及び第37条中「業務委託料」とあるのは「当 該会計年度の履行高予定額(前会計年度末におけ る第39条第1項の業務委託料相当額(以下この条 及び次条において「前会計年度末業務委託料相当 額」という。)が前会計年度までの履行高予定額を 超えた場合において、当該会計年度の当初に部分 払をしたときは、当該超過額を控除した額)」とす 用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が 完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者 は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡 しを受けることができる。この場合において、<u>第3</u> 1条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」 と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」 と、同条第4項及び<u>第32条</u>中「業務委託料」とあ るのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替 えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される<u>第32条第1項</u>の 規定により受注者が請求することができる部分引 渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式に より算定する。この場合において、<u>第一号中「指</u> 定部分に相応する業務委託料」及び<u>第二号中「引</u> 渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2 項において準用する<u>第31条第2項</u>の検査の結果の 通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合 には、発注者が定め、受注者に通知する。

一・二 (略)「注] (略)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第37条の2 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

 年度
 円

 年度
 円

 年度
 円

[注] <u>第37条の2</u>から<u>第37条の4</u>までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

2 · 3 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第37条の3 国債に係る契約の前金払については、 第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とある のは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計 年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」 と、同条及び第35条中「業務委託料」とあるのは 「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末に おける第36条の2第1項の業務委託料相当額(以 下この条及び次条において「前会計年度末業務委 託料相当額」という。)が前会計年度までの履行高 予定額を超えた場合において、当該会計年度の当 初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した

- る。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前 払金を支払わない旨が設計仕様書に定められてい るときには、同項の規定による読替え後の<u>第36条</u> 第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計 年度について前払金の支払いを請求することがで きない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計仕様書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分 (円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託 料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達し ないときには、同項の規定による読替え後の<u>第36</u> 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委 託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達 するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求す ることができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託 料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達し ないときには、その額が当該履行高予定額に達す るまで前払金の保証期限を延長するものとする。 この場合においては、<u>第37条第3項</u>の規定を準用 する。

### (国債に係る契約の部分払の特則)

### <u>第43条</u> (略)

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、<u>第39条第5項</u>及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦業務委託料相当額×9/10-( 前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分 払金額)-{業務委託料相当額-(前会計年度ま での履行高予定額+履行高超過額)}×当該会計年 度前払金額/当該会計年度の履行高予定額

3 (略)

## (第三者による代理受領)

### <u>第44条</u> (略)

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を 代理人とした場合において、受注者の提出する支 払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨

- 額)」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前 払金を支払わない旨が設計仕様書に定められてい るときには、同項の規定による読替え後の<u>第34条</u> 第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計 年度について前払金の支払いを請求することがで きない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計仕様書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分 (円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託 料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達し ないときには、同項の規定による読替え後の<u>第34</u> 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委 託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達 するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求す ることができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託 料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達し ないときには、その額が当該履行高予定額に達す るまで前払金の保証期限を延長するものとする。 この場合においては、<u>第35条第3項</u>の規定を準用 する。

# (国債に係る契約の部分払の特則)

### 第37条の4 (略)

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第 6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦業務委託料相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) - {業務委託料相当額-(前会計年度までの履行高予定額+履行高超過額} ×当該会計年度前払金額/当該会計年度の履行高予定額

3 (略)

## (第三者による代理受領)

#### 第38条 (略)

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を 代理人とした場合において、受注者の提出する支 払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨 の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条(第40条において準用する場合を含む。) 又は第39条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第4 0条において準用される第34条の規定に基づく支払 いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請 求したにもかかわらず支払いをしないときは、業 務の全部又は一部を一時中止することができる。 この場合においては、受注者は、その理由を明示 した書面により、直ちにその旨を発注者に通知し なければならない。

2 (略)

# (契約不適合責任)

- 第46条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は 品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下 「契約不適合」という。)であるときは、受注者に 対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履 行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相 当な負担を課するものでないときは、発注者が請 求した方法と異なる方法による履行の追完をする ことができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を 定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行 の追完がないときは、発注者は、その不適合の程 度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求す ることができる。
  - <u>
    </u>
    置行の追完が不能であるとき。
  - <u>→</u> 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ 契約をした目的を達することができない場合に おいて、受注者が履行の追完をしないでその時 期を経過したとき。
  - <u>四</u> 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける 見込みがないことが明らかであるとき。

(削る)

の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第37条において準用する場合を含む。) 又は第36条の2の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第36条の2又は第37条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 (略)

### (瑕疵に対する受注者の責任)

- 第40条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受 注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補 を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに 損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第31条 第2項(第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第36条の2第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の 請求は、第31条第3項又は第4項の規定による成 果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第3 7条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受注 者の故意又は重大な過失により生じた場合には、 (削る)

(削る)

(削る)

(削る)

同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。

- 5 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計仕様書の 記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状によ り生じたものであるときは適用しない。ただし、 受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適 当であることを知りながらこれを通知しなかった ときは、この限りでない。

### (履行遅滞の場合における損害金等)

- 第41条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の 規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除し た額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの 割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第 2項(第37条において準用する場合を含む。)の規 定による業務委託料の支払いが遅れた場合において は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の 支払いを発注者に請求することができる。

#### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第41条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63

条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、 その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条 第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する 刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間 内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経 過した日から支払いをする日までの日数に応じ、 年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を 発注者に支払わなければならない。

(新設)

# (発注者の任意解除権)

- 第47条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次 条又は第49条の規定によるほか、必要があるとき は、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (発注者の催告による解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに 該当するときは、相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときはこの契 約を解除することができる。ただし、その期間を

### (発注者の解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに 該当するときは、<u>この</u>契約を解除することが<u>でき</u> る。 経過した時における債務の不履行がこの契約及び 取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、 この限りでない。

- 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - [注] 第1号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経 過後相当の期間内に業務を完了する見込みがな いと認められるとき。

四 (略)

- <u>五</u> 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完 がなされないとき。
- <u>六</u> 前各号に掲げる場合のほか、この契約に<u>違反</u> したとき。

(削る)

(新設)

(新設)

<u>一</u> その責めに帰すべき事由により、履行期間内 に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 (略)

- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に<u>違反</u> し、その違反によりこの契約の目的を達成する ことができないと認められるとき。
- <u>四</u> 受注者(受注者が共同企業体であるときは、 その構成員のいずれかの者。以下この号におい て同じ。) が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその 者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時建設コンサルタン ト業務等の契約を締結する事務所の代表者を いう。以下この号において同じ。)が暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律( 平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」 という。)第2条第6号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
  - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定 する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している と認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正 の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す るなどしたと認められるとき。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非 難されるべき関係を有していると認められる とき。
  - へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相 手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと

(削る)

(発注者の催告によらない解除権)

- <u>第49条</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに 該当するときは、直ちにこの契約を解除すること ができる。
  - 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。 [注] 第2号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。
  - 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履 行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合 又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する 部分のみでは契約をした目的を達することがで きないとき。
  - 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債 務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされ る見込みがないことが明らかであるとき。
  - 八 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 九 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 十 受注者(受注者が設計共同体であるときは、 その構成員のいずれかの者。以下この号におい

認められるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当 する者を再委託契約その他の契約の相手方と していた場合(へに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除 を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、受注者が、第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この 契約を解除することができる。

て同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその 者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時建築設計業務の契 約を締結する事務所の代表者をいう。以下こ の号において同じ。)が暴力団員であると認 められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与 していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正 の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す るなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非 難されるべき関係を有していると認められる とき。
- へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相 手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと 認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当 する者を再委託契約その他の契約の相手方と していた場合(へに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除 を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の 制限)

<u>第50条</u> 第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(削る)

(新設)

(契約が解除された場合等の違約金)

- <u>第42条の2</u> 次の各号のいずれかに該当する場合に おいては、受注者は、業務委託料の10分の1に相 当する額を違約金として発注者の指定する期間内 に支払わなければならない。
  - 一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約 が解除された場合
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注 者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(削る)

### (受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

### (受注者の催告によらない解除権)

- <u>第52条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - 一 <u>第22条</u>の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(削る)

(削る)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の

- 受注者について破産手続開始の決定があった 場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった 場合において、会社更生法(平成14年法律第154 号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった 場合において、民事再生法(平成11年法律第225 号)に規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第4 2条の規定によるほか、必要があるときは、この契 約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(新設)

### (受注者の解除権)

- <u>第44条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 <u>第21条</u>の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第22条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の 賠償を発注者に請求することができる。

### 制限)

<u>第53条</u> 第51条又は前条各号に定める場合が受注者 の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 受注者は、前2条の規定による契約の解除をする ことができない。

### (解除の効果)

- <u>第54条</u> この契約が解除された場合には、第1条第 2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅す る。ただし、<u>第40条</u>に規定する部分引渡しに係る 部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約 が業務の完了前に解除された場合において、既履 行部分の引渡しを受ける必要があると認めたとき は、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した 部分の引渡しを受けることができる。この場合に おいて、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部 分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託 料」という。)を受注者に支払わなければならない。 3 (略)

### (解除に伴う措置)

- 第55条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第36条(第42条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第48条、第49条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第40条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第47条、第51条又は第52条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第3 6条 (第42条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額 (第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第48条、第49条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの目から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第47条、

### (新設)

### (解除の効果)

- <u>第45条</u> この契約が解除された場合には、第1条第 2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅す る。ただし、<u>第37条</u>に規定する部分引渡しに係る 部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約 が解除された場合において、既履行部分の引渡し を受ける必要があると認めたときは、既履行部分 を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを 受けることができる。この場合において、発注者 は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業 務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を 受注者に支払わなければならない。
- 3 (略)

### (解除に伴う措置)

- 第46条 この契約が解除された場合において、第34条 (第37条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条又は第42条の2第2項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条又は第42条の2第2項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあ

- 第51条又は第52条の規定による解除にあっては、 当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により減失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第48条</u> 第49条又は次条第3項によるときは発注者が定め、 第47条、第51条又は第52条の規定によるときは受 注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、 方法等については、発注者が受注者の意見を聴い て定めるものとする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、 解除に伴い生じる事項の処理については発注者及 び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

### (発注者の損害賠償請求等)

- <u>第56条</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに 該当するときは、これによって生じた損害の賠償 を請求することができる。
  - 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第48条又は第49条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の 損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分 の1に相当する額を違約金として発注者の指定す る期間内に支払わなければならない。
  - 一 第48条又は第49条の規定により成果物の引渡 し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった 場合において、会社更生法(平成14年法律第154

- っては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第42条</u> 又は第42条の2第2項によるときは発注者が定め、 第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発 注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に 規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等に ついては、発注者が受注者の意見を聴いて定める ものとする。

(新設)

- 号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった 場合において、民事再生法(平成11年法律第225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を 請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引 渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除し た額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの 割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第49条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第56条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8 条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの 命令が受注者又は受注者が構成事業者である事 業者団体(以下「受注者等」という。)に対して 行われたときは、受注者等に対する命令で確定 したものをいい、受注者等に対して行われてい ないときは、各名宛人に対する命令すべてが確

定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、 その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条 第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する 刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間 内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経 過した日から支払いをする日までの日数に応じ、 年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を 発注者に支払わなければならない。

### (受注者の損害賠償請求等)

<u>第57条</u> 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに 該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を 請求することができる。ただし、当該各号に定め る場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らし て発注者の責めに帰することができない事由によ るものであるときは、この限りでない。

- 一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従っ た履行をしないとき又は債務の履行が不能であ るとき。
- 2 第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

### (契約不適合責任期間等)

第58条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第3 3条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた (新設)

場合はその引渡しの日から本件建築物の工事完成 後2年、第40条第1項又は第2項の規定による部 分引渡しを受けた場合はその引渡しの日から当該 部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、 契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害 賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除( 以下この条において「請求等」という。)をするこ とができない。ただし、これらの場合であっても、 成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請 求等をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、 請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠 を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を 明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請 求等が可能な期間(以下この項及び第6項におい て「契約不適合責任期間」という。) の内に契約不 適合を知り、その旨を受注者に通知した場合にお いて、発注者が通知から1年が経過する日までに 前項に規定する方法による請求等をしたときは、 契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみ なす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当 該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認め られる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又 は重過失により生じたものであるときには適用せ ず、契約不適合に関する受注者の責任については、 民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期 間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合が あることを知ったときは、第1項の規定にかかわ らず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、 当該契約不適合に関する請求等をすることはでき ない。ただし、受注者がその契約不適合があるこ とを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書 の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状に より生じたものであるときは、発注者は当該契約 不適合を理由として、請求等をすることができな い。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸 与品等が不適当であることを知りながらこれを通 知しなかったときは、この限りでない。

#### <u>第59条</u> (略)

(賠償金等の徴収)

#### <u>第47条</u> (略)

(賠償金等の徴収)

<u>第60条</u> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金 <u>第48条</u> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金

又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者 から遅延日数につき年<u>3パーセント</u>の割合で計算 した額の延滞金を徴収する。

### (紛争の解決)

# 第61条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の 実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第17条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 • 4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

<u>第62条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

<u>第63条</u> (略)

(別紙) (略)

又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者 から遅延日数につき年<u>5パーセント</u>の割合で計算 した額の延滞金を徴収する。

# (紛争の解決)

### 第49条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の 実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実 施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関す る紛争については、第16条第2項の規定により受 注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定 により発注者が決定を行った後又は発注者若しく は受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第 4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び 受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請 求することができない。

3 • 4 (略)

(新設)

第50条 (略)

(別紙) (略)